

令和 2 年 1 月 28 日
自動車局審査・リコール課
整備課

タカタ製エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置の拡大について

国土交通省では、タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、未改修車両を車検で通さない措置の対象車両を令和 2 年 5 月 1 日より順次拡大します。

1. 背景

タカタ製エアバッグについては、異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成 21 年以降、総台数 2,106 万台（令和元年 11 月末時点）のリコールを実施しております。

加えて、これらのリコール対象車のうち、特に異常破裂する危険性の高い車両であって未改修のものを対象に平成 30 年 5 月 1 日より、車検で通さない措置を講じております。

その対象は、①エアバッグの製造管理が不適切であったもの又は②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプであって生産から 9 年以上経過したものを搭載した車両としております。

今般、当該措置の開始から時間の経過とともに、国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載した車両について、新たに生産から 9 年以上経過したものがあること等から、これらを、順次、車検で通さない措置の対象と致します。

2. 措置の概要

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、平成 30 年 4 月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、令和 2 年 5 月 1 日より車検を通さないこととします（令和元年 11 月末時点で対象台数約 24 万台）。

- ①エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成 25 年 4 月 1 日より前に製作された自動車（＝生産から 9 年以上経過したエアバッグを搭載した自動車）

以降、上記と同様の考え方で未改修車両を自動的に車検停止の対象とします（令和元年 11 月末時点で対象台数約 26 万台）（別紙 1 参照）。

なお、現時点で対象としない未改修車両についても、不具合事例を収集し、危険性が高いと判断した場合には対象に追加します。

【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 多田、片山
代表:03-5253-8111（内線:42363）、直通:03-5253-8597
FAX:03-5253-1640

タカタ製エアバッグリコールの車検で通さない措置について

➤ 現在の措置

* 国内で異常破裂が発生したインフレーターはすべて製造から9年以上経過している

【基本的考え方】

○ H23.4.1より前に製作された自動車[※]を初度登録日に係わらず、**製作後9年*以上を迎える初めての車検で止める。**



※ ■ の期間に製作された自動車は、どの時点で登録されても製作後9年以上を迎える ■ の車検期間で止める。

➤ 今回の措置(製作から9年を超える毎に自動的に車検停止の対象とする)

